

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令（漁業管理課）	1
○令和7年度准看護師試験の実施（医療政策課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（12件）（治山林道課）	1
○公共測量の実施の通知（4件）（用地対策課）	3
公告	
○土地改良区の定款変更の認可（6件）（農業基盤課）	3
○建築士の免許の取消し（4件）（建築指導課）	4

告 示

高知県告示第612号の2

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の定置漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和7年10月1日から同年12月31日まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和7年10月15日から同年12月31日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和7年10月14日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第625号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、令和7年度准看護師試験を次のとおり行う。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月10日（火）午後1時30分から

(2) 場所

高知市棧橋通二丁目1番53号 高知県立県民体育館

2 受験願書の提出期間

令和7年12月1日（月）から同月8日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

に受け付ける。

なお、郵送による場合は、令和7年12月8日付けの消印のあるものまで受け付ける。

3 受験願書及び添付書類

受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- 受験願書（県所定の様式によること。）
- 履歴書（県所定の様式によること。）
- 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 修業（見込み）証明書又は卒業（見込み）証明書
修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、令和8年3月6日（金）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
- 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。）

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該当する者
- 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認めたもの

5 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

6 合格発表

令和8年3月13日（金）午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。

また、高知県健康政策部医療政策課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和7年11月7日（金）までに高知県健康政策部医療政策課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第626号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
室戸市吉良川町字地極谷乙192、乙4744、乙4745の1、乙4745の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第627号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
室戸市室戸岬町字東大谷ヨリ東6885
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第628号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
室戸市室戸岬町宇東大谷ヨリ東6883の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第629号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土佐清水市布字長サコ山2841の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第630号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市口鴨川字松カサコ1580の1から1580の3まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第631号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市竹島字天神山3699の1、鍋島字名本山3825の1、3826の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第632号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐藤ノ川字丸ノ山902の1、902の50、902の87、902の88、902の112
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供す

る。)

高知県告示第633号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安芸郡東洋町野根字コヲジン谷上甲1008の10、字シチエジ甲983の1から甲983の3まで、甲983の8
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第634号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町高瀬宇堂ノ前4042の1、4042の2から4042の4まで・4043の1・4043の2・4044・4061から4063まで（以上9筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第635号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第

249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町高瀬字牛尾419、420、422、2475、2476、2487から2491まで、宇古屋ケ市3078、3079

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第636号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡越知町南ノ川字ヒソガサコ4441の1、4441の2、4442の2、4442の3

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第637号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

幡多郡大月町柏島字綱代山687の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第638号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年10月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測深（レベル1000））

2 作業期間

令和7年10月3日から令和8年3月13日まで

3 作業地域

高知市長浜地区から土佐市新居地区まで

高知県告示第639号

農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年10月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（UAVレーザ測量）

2 作業期間

令和7年10月14日から令和8年2月28日まで

3 作業地域

南国市片山地区内

高知県告示第640号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年10月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和7年10月10日から令和8年3月20日まで

3 作業地域

高岡郡樽原町太郎川地区

高知県告示第641号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年10月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和7年10月20日から令和8年3月20日まで

3 作業地域

須崎市下郷

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市一宮山崎丸土地改良区の定款の変更を令和7年10月10日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市一宮前岡土地改良区の定款の変更を令和7年10月10日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市一宮徳谷土地改良区の定款の変更を令和7年10月10日

に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市一宮川崎の丸土地改良区の定款の変更を令和7年10月10日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市五台山東崎土地改良区の定款の変更を令和7年10月10日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市行川土地改良区の定款の変更を令和7年10月10日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 取消し年月日
令和7年6月30日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
本田 耕作
二級建築士
高知県知事登録第2668号
- 3 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 取消し年月日
令和7年7月2日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
木内 淳朗
二級建築士
高知県知事登録第1437号
- 3 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 取消し年月日
令和7年7月2日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
森本 二男
二級建築士
高知県知事登録第2805号
- 3 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和7年10月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 取消し年月日
令和7年7月15日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
小松 淳志
二級建築士
高知県知事登録第2016号
- 3 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。